

II 労働争議の調整

1 調整事件の取扱状況

(1) 係属件数・終結件数

令和7年度に当委員会が取り扱った調整事件は11件であり、前年度と同数でした。その内訳は、前年度からの繰越しが1件、新規申請が10件であり、全て年度内に終結しました。

なお、調整事件の区分はいずれも「あっせん」であり、仲裁は昭和45年以降、調停は昭和61年以降、係属していません。

2-1表 調整事件の処理状況（単位：件）

区分		年度				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
係属件数	前年度からの繰越し	0	3	5	2	1
	新規	15	11	9	9	10
	合計	15	14	14	11	11
終結件数	解決	3	6	4	3	2
	不調・打切り	7(3)	3(1)	6(3)	6(2)	7(6)
	取下げ	2(1)	0(0)	2(0)	1(0)	2(0)
	合計	12(4)	9(1)	12(3)	10(2)	11(6)
翌年度へ繰越し		3	5	2	1	0
解決率(%)		30.0%	66.7%	40.0%	33.3%	22.2%

(注1) ()内は、被申請者があっせんに応じなかった事件を内数で示したものの。

(注2) 解決率は、解決件数を、取下げを除く終結件数で除したものの。

(2) 平均処理日数・平均調整回数

令和7年度に終結した事件の申請から終結までの1件当たりの平均処理日数は55.8日でした。

なお、あっせんが実施され、令和7年度に終結した事件の平均調整回数は1.4回でした。

2-2表 調整事件の平均処理日数（単位：日）・平均調整回数（単位：回）

区分		年度				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
平均処理日数		80.3	127.0	86.8	89.7	55.8
平均調整回数		1.9	2.1	2.6	2.0	1.4

(注) 平均調整回数は、終結件数のうち、あっせんを実施した事件に係る調整回数をあっせん実施事件数で除したものの。

(3) 調整事件一覧

2-3表 令和7年度調整事件一覧

事件番号	区分	申請者区分	事業者の業種	調整事項	申請年月日	終結年月日	終結事由	備考
繰越6-7	あ	労	宿泊業、飲食サービス業（飲食店）	組合員に係る休業・給付金不支給問題の解決	6.12.9	7.4.18	解決	協定締結
7-4	あ	労	教育、学習支援業（学校教育）	団体交渉の促進	7.4.3	7.5.19	打切	
7-5	あ	使	土木建築サービス業（測量業）	休職、未払い賃金等の労働問題の解決	7.6.3	7.7.8	打切	
7-6	あ	労	金融業、保険業（協同組織金融業）	協定履行	7.8.4	7.8.29	打切	
7-7	あ	労	学術研究、専門・技術サービス業（技術サービス業（他に分類されないもの））	過去3年分の残業割増金、未払い給与5日分の支払い、金銭請求の放棄	7.8.29	7.10.6	打切	
7-8	あ	労	医療、福祉（社会保険・社会福祉・介護事業）	団体交渉の応諾	7.9.4	7.10.16	解決	協定締結
7-9	あ	労	医療、福祉（社会保険・社会福祉・介護事業）	労使交渉ルールの策定	7.10.20	8.2.6	取下	
7-10	あ	労	医療、福祉（社会保険・社会福祉・介護事業）	未払い賃金の支払い	7.11.12	8.2.24	取下	
7-11	あ	労	郵便業（信書便事業を含む）	戒告処分 of 的具体的根拠・理由の説明	7.11.28	7.12.22	打切	
8-1	あ	使	建設業（職別工事業（設備工事業を除く））	労災事故に関連する損害賠償請求に関する問題	8.3.2	8.3.23	打切	
8-2	あ	労	医療、福祉（社会保険・社会福祉・介護事業）	組合員に対するけん責処分の撤回	8.3.2	8.3.31	打切	

(注1) 区分欄「あ」はあっせん、「調」は調停、「仲」は仲裁を示す。

(注2) 申請者区分欄「労」は労働組合、「使」は使用者からの申請を示す。